

付すべき条件

1 搬出等

搬出に伴う積込み等に機材が必要な場合はすべて契約相手方において準備するものとし、解体等が必要な場合も同様とする。

2 光熱水料

官側の電気及び水は原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。

3 火災予防

現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は契約の相手方が負うものとする。万一、火災及び事故が発生した場合には、速やかに官側に報告するとともに、その指示に従うこと。

また、火気（ガスバーナー等）を使用する場合は、事前に諸手続きを行うこと。

4 作業時間

作業時間は、8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。

5 損傷等

契約の相手方は搬出等の際し、駐屯地内外の施設に損傷等を与えないよう十分注意して作業すること。万が一損傷等を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、全て契約相手方の負担において復旧すること。